

連結財務諸表作成の基本となる事項

当社は、米国で一般に認められた会計原則（会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等）に基づいて連結財務諸表を作成しています。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価基準

米国財務会計基準書第115号「負債証券投資及び持分証券投資の会計」を適用しています。

2. 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、低価法によって評価しており、原価は、製品・半製品・仕掛品については個別法または移動平均法により、材料については概ね移動平均法によっています。

3. 有形固定資産の表示及び減価償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっていますが、一部の資産は定額法によっています。

4. リース会計

米国財務会計基準書第13号「リース会計」を適用しています。

5. 法人税等

資産負債法による税効果会計を適用しており、税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識しています。

6. 退職給付債務

米国財務会計基準書第87号「雇用主の年金会計」及び第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用主の会計(基準書第87号、88号、106号及び132号(改訂)の改訂)」を適用しています。

(会計方針の変更)

2007年3月31日に基準書第158号を適用しております。これにより、従来、未認識であった過去勤務債務及び数理計算上の差異についても、連結貸借対照表において認識し、退職給付債務と制度資産の公正価値との差額を資産または負債として計上するとともに、関連する税効果控除後の金額をその他の包括損失累計額に計上しております。

7. デリバティブ取引

米国財務会計基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」を適用しています。